



発表項目	6月21日から7月11日までの要請に係る「まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)」などの申請受付開始等について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>本支援金は、道からの要請に応じて営業時間短縮等を行った飲食店及び大規模施設等の事業者の皆様への支援金です。</p> <p><まん延防止等重点措置(6/21～7/11まで)要請分の支援金> 7月12日(月)から道支給分、市町村支給分ともに申請受付を開始します。 また、本日(7/9)、「申請の手引き」等をホームページで公開します。</p> <p><緊急事態措置(6月(6/1～6/20まで)要請分の支援金> 現在、郵送により申請の受付を行っておりますが、7/16から電子申請(オンライン申請)による受付を開始します。</p> <p><緊急事態措置(5月(5/16～5/31まで)要請分の支援金> 現在、郵送及び電子申請(オンライン申請)による受付を行っております。</p> <p>記</p> <p>1 まん延防止等重点措置(6/21～7/11まで)要請分の支援金について</p> <p>(1)支援金の概要(太線枠は道からの支給、細線枠は市町村からの支給)</p> <p>①まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)</p>		
	要請内容	措置区域	経過区域
	支援金		
	支給業務		
	②北海道大規模施設等協力支援金		
	飲食店等以外の施設 (1,000㎡超)	措置区域	
	支援金		
	支給業務		
	<p>(2)申請受付期間 令和3年(2021年)7月12日(月)～8月31日(火)</p> <p>(3)申請の手引き・申請書等の入手方法(以下URLより入手してください) 【大規模施設等】http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top06s.htm</p> <p>(4)申請方法 【郵送申請】7月12日(月)受付開始(宛先は道ホームページで公開) 【電子申請】7月下旬以降に申請受付開始予定</p> <p>(5)申請に関するお問い合わせ先(5月要請分及び6月要請分と同一窓口) コールセンター電話番号:011-350-7377 [平日8:45～17:30]</p> <p>(6)その他 既に5月分及び6月分を申請済の方は、共通する記載事項や添付書類を省略できます。</p> <p>2 緊急事態措置(6月(6/1～6/20まで)要請分の支援金について)</p> <p>(1)電子申請(オンライン申請) 現在、郵送により申請の受付を行っておりますが、7月16日(金)から電子申請(オンライン申請)による受付を開始します。【URL】https://hokkaido-shienkin.jp ※緊急事態措置(5月(5/16～5/31まで)要請分は、既に電子申請による受付を行っております。</p>		
	報道(取材)に当たってのお願い	新型コロナウイルス感染症の影響により事業資金を必要としている事業者の皆様幅広くご活用いただくため、積極的な報道をお願いいたします。	
担当(連絡先)	経済部 経済企画局 経済企画課(担当者:安彦、鎗水) TEL ダイヤルイン 011-206-6196 (内線 38-854,855)		